広川町郵便入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広川町財務規則（平成 19 年広川町規則第 10 号。以下「規則」という。）第 100 条第３項の規定に基づき、本町の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　郵便入札は、規則第 92 条に規定する一般競争入札の公告又は規則第 109 条第２項に規定する指名通知書（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

（入札の公告等）

第３条　町長は、郵便入札に付するときは、前項に規定する公告等において、次に掲げる事項についても公告又は通知を行うものとする。

（１）入札書の郵送方法

（２）入札書の提出期限

（３）入札書の送付先

（４）入札回数（２回を限度とする）

（５）開札の日時及び場所

（６）その他必要と認める事項

（入札書等の提出方法）

第４条　入札参加者は、入札書及び内訳書のほか、公告等において指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札書の到着期限までに到達するよう郵送又は持参により提出しなければならない。

２　郵送方法は、一般書留又は簡易書留によるものとし、入札書等の提出は、次条に規定する提出期限までに到着するよう、入札担当課宛に郵送しなければならない。

３　入札参加者は、入札書等を封筒に入れ、必ず入札書に使用した印鑑で封かん及び封印をし、封筒に次の各号の内容を記載しなければならない。

（１）開札日

（２）案件名

（３）入札書在中である旨の表示

（４）開封厳禁の表示

（５）入札書の郵送方法

（６）入札者の住所又は所在地、商号又は名称等

４　郵送又は持参された入札書等の返却及び差替えは認めないものとする。

（入札書等の提出期限等）

第５条　入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日（その日が広川町の休日を定める条例（平成元年広川町条例第８号）第１条第１項に規定する町の休日にあたるときはその前日）とし、公告等で指定する。

２　入札参加者は、前項で指定された提出期限までに、前条第２項に規定する提出先に到達するよう郵送又は持参しなければならない。

（入札書等の受領及び管理等）

第６条　町長は、入札書等を受領したときは、開札まで厳重に保管しなければならない。

２　受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで開封しないものとする。

３　受領した入札書等は、開札までの間、契約担当課の金庫で保管するものとする。

（入札の辞退）

第７条　入札指名通知を受けたものが、郵便入札において入札を辞退しようとするときは、第５条第１項の指定期限までに、辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

２　町長が入札書等を受領した後においては、入札を辞退することはできない。

（入札の無効等）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者のした入札書

（２）　一の入札に同一人の入札者から２以上の提出があった入札書

（３）　入札者が協定していた入札書

（４）　入札書に入札金額の記載がない、又はその他記載事項が明らかでない入札書

（５）　所定の場所及び日時までに入札書が提出されず、又は到達しなかった入札書

（６）　入札者又はその代理人の記名押印がない入札書

（７）　前各号に掲げるもののほか、その他法令又は入札条件に違反して入札した入札書

（開札等）

第９条　開札は、公告等に記載した日時及び場所において行うものとする。

２　郵便入札の参加者が立会いを希望する場合は、開札日の３日前までに入札担当課に連絡をすることにより立会いをすることができる。開札立会人は、入札担当課に委任状を提出することで、代理人に立会いを委任することができる。

３　前各項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、当該入札に関係のない２名以上の職員を立ち会わせて開札を行うものとし、郵便入札参加者の立会いは求めない。

４　開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合において、当該入札者が立会人であるときは、その者に関するくじはその者が引き、その他の者に関するくじは当該入札に関係のない職員が引き、落札者又は落札候補者を決定するものとする。ただし、当該入札者の立会人がいない場合は、あらかじめ入札書に記載され

たくじ番号により、別に定める方法で、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

（再度入札）

第10条　町長は、特に必要があると認める場合は、郵便入札を行ったものが再度の入札に参加することができる期間の余裕を確保し、当該再度の入札を執行することができる。

２　前項の規定に関わらず、予定価格を事前に公表する場合は、再度入札は行わない。

３　無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

（入札結果の通知）

第11条　郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、速やかに当該落札者又は落札候補者にその旨通知するものとする。

（入札の中止等）

第12条　町長は、郵便入札において、郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断されるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

２　町長は、前項の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。

（費用の負担）

第13条　入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

（その他）

第14条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、令和3年5月6日から施行する。

附　則(令和3年6月1日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の広川町郵便入札実施要領は、令和3年6月1日から適用する。

附　則(令和4年6月20日告示第90号)

この告示は、公布の日から施行する。